

# 令和7年度豊島区登録手話通訳者認定試験

令和8年1月15日  
豊島区障害福祉課

豊島区では、「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」を平成31年4月1日に施行し、安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目指しています。

この試験では、聴覚障害者の社会参加を支援するうえで必要な手話通訳の知識および技術の習熟度を判定し、合格者は区の登録手話通訳者として活動していただきます。

## 1. 受験資格 〔基準日：令和8年4月1日現在〕

基準日において以下（1）～（7）の要件すべてに該当する方

- （1）障害者の福祉への理解と熱意があり、豊島区の登録手話通訳者として、年間を通して活動できる方
- （2）豊島区内に在住・在勤・在学いずれかの方
- （3）平成18年4月1日までに生まれた方
- （4）令和7年度中に他区市町村での手話通訳者の認定試験を受験しない方
- （5）令和8年度他区市町村で手話通訳者の登録をしていない方
- （6）手話学習歴3年以上で、下記いずれかを満たす方
  - ① 豊島区主催の手話講習会専門コースの修了者（見込み者含む）  
または他自治体実施の同等レベルの講習会修了者
  - ② 手話通訳士の資格を有する方
  - ③ 手話通訳者全国統一試験に合格した方
- （7）合格後、研修会（通年・月4回程度開催）に出席が可能な方

※受験後に上記要件を満たしていないことがわかつた場合には、登録資格を失うことになります。

## 2. 選考

- （1）試験日時：令和8年3月8日（日曜日）午前10時開始
- （2）試験会場：豊島区役所本庁舎 507～510会議室（豊島区南池袋2-45-1）
- （3）試験内容：筆記、手話読み取り、手話表現、手話による面接
- （4）合格者の決定及び発表：試験内容を総合的に判断し、合格者を決定します。

令和8年3月12日（木曜日）以降、受験者全員に合否結果を郵送で通知します。

（＊裏面もご覧ください）

### 3. 受験手続

#### (1) 申込方法

◆申込用紙は令和8年1月15日（木曜日）から、豊島区ホームページよりダウンロード可能です。または、障害福祉課窓口にて配布いたします。※窓口での配布は平日のみ。  
(令和8年2月13日（金曜日）まで)

◆郵送もしくは窓口持参にてお申し込みください。（※窓口持参は平日のみ）

#### 【申込必要書類】

- ① 令和7年度豊島区登録手話通訳者認定試験申込書（写真貼付欄あり。）
- ② 長3封筒（宛名を記入し110円切手を貼付したもの。受験票送付時に使用します。）
- ③ 在勤または在学資格で受験の場合、勤務先・通学先がわかる資料

#### 【申込期間】

令和8年1月15日（木曜日）～令和8年2月13日（金曜日）午後5時まで

※郵送の場合は、当日消印有効。

※簡易書留郵便によらないものの事故については責任を負いかねます。

#### 【宛先・申込場所】

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1（豊島区役所本庁舎4階西側）

豊島区 障害福祉課 管理・政策推進グループ

#### (2) 受験票の交付

令和8年2月17日（火曜日）以降、受験票を郵送します。令和8年2月25日（水曜日）までに受験票が届かない場合は、下記担当までご連絡ください。

#### (3) 申込書記入上の注意

- ① 申込書は黒のボールペン等で、記入漏れや間違いないようご記入ください。
- ② 住所欄には忘れずに携帯電話もしくは自宅の電話番号をご記入ください。
- ③ 下欄の自署欄も忘れずにご記入ください。

#### (4) その他

全体の試験終了は午後3時頃を予定しておりますが、受験者それぞれの試験終了時間は異なります。待機会場内で食事を摂っていただく時間は設けておりますので、必要な方は昼食をご用意ください。

#### 【担当】

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1  
豊島区 障害福祉課 管理・政策推進グループ  
TEL 03-3981-1766  
FAX 03-3981-4303